# 令 和 7 年 度 決 算 に 係 る

# 健全化判断比率等審査意見書

長 崎 市 監 査 委 員

長 監 第 36 号

令和８年８月 27 日

長崎市長　鈴　木　史　朗　様

長崎市監査委員　小　田　　徹

同　　三　谷　利　博

同　　永　尾　春　文

同　　山　﨑　　猛

令和７年度決算に係る健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、審査に付された令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その意見書を提出します。

# 令和７年度決算に係る健全化判断比率等審査意見書

## 第１　審査の対象

令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第２　審査の期間

令和８年７月 31 日から同年８月 27 日まで

## 第３　審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証拠書類と照合し、必要に応じ関係職員から説明を聴取して、計数の正確性について審査した。

## 第４　審査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程に基づき審査を行った。

その結果、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であるものと認めた。

各比率については、次のとおりである。

### １　健全化判断比率

（単位：％）

| 区　　分 | 令和７年度<br>① | 令和６年度<br>② | 増　減<br>①－②＝③ | 早期健全化基準 |
|---|---|---|---|---|
| 実質赤字比率 | － | － | － | 11.25 |
| 連結実質赤字比率 | － | － | － | 16.25 |
| 実質公債費比率 | 9.9 | 10.4 | △0.5 | 25.0 |
| 将来負担比率 | 87.0 | 91.6 | △4.6 | 350.0 |

(1) 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支に赤字は生じておらず、該当数値はない。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の実質赤字並びに公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、該当数値はない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率（令和５年度から令和７年度の３か年平均）は 9.9 %で、前年度（令和４年度から令和６年度の３か年平均）と比較すると 0.5 ポイント低くなっており、早期健全化基準の 25.0 %を下回っている。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は 87.0 %で、前年度と比較すると 4.6 ポイント低くなっており、早期健全化基準の 350.0 %を下回っている。

２　資金不足比率

（単位：%）

| 区　　分 | 令和７年度<br>① | 令和６年度<br>② | 増　減<br>①－②＝③ | 経営健全化基準 |
|---|---|---|---|---|
| 水 道 事 業 会 計 | － | － | － | 20.0 |
| 下 水 道 事 業 会 計 | － | － | － | |
| 観光施設事業特別会計 | － | － | － | |
| 中央卸売市場事業特別会計 | － | － | － | |

各会計とも資金不足は生じておらず、該当数値はない。

＜参考＞

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

<table>
<tr><td rowspan="11">一般会計<br>等</td><td colspan="3">一般会計</td><td rowspan="15">実質赤字比率</td><td rowspan="14">連結実質赤字比率</td><td rowspan="13">実質公債費比率</td><td rowspan="12">将来負担比率</td><td rowspan="11">資金不足比率</td></tr>
<tr><td rowspan="5">特別会計<br>（注 1）</td><td colspan="2">土地取得</td></tr>
<tr><td colspan="2">母子父子寡婦福祉資金貸付事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">診療所事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">長崎市立病院機構病院事業債管理</td></tr>
<tr><td rowspan="10">公営事業<br>会計</td><td colspan="2">国民健康保険事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護保険事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">後期高齢者医療事業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公営企業<br>会計</td><td rowspan="2">法適</td><td>水道事業</td></tr>
<tr><td>下水道事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法非適</td><td>観光施設事業</td></tr>
<tr><td>中央卸売市場事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">広域連合</td><td>長崎県後期高齢者医療広域連合</td></tr>
<tr><td colspan="3">地方独立行政法人長崎市立病院機構</td></tr>
<tr><td colspan="3">第三セクター等（注 2）</td></tr>
</table>

注１　財産区特別会計は算定の対象とならない。

注２　第三セクター等のうち損失補償等を行っているものが対象となり、当年度は次のとおりである。

①公益社団法人長崎県林業公社